



阪空運第817号  
平成28年 5月19日

一般財団法人 日本航空協会  
会長 野村 吉三郎 殿

国土交通省大阪航空局長  
加 藤 隆 司



飛行自粛に関する警備協力の依頼について  
(伊勢志摩サミット関連)

標記について、愛知県警察本部長から別添1（平成28年5月18日付、備サ発第1742号）のとおり、三重県警察本部長から別添2（平成28年5月18日付、サミ発第867号）のとおり協力依頼がありましたので、趣旨了知の上、傘下会員に対し周知方願います。

別添 1

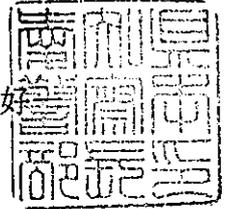
備サ発第 1742 号

平成 28 年 5 月 18 日

国 土 交 通 省  
大 阪 航 空 局 長 殿

愛知県警察本部長

榊田 好



飛行自粛に関する警備協力の依頼について

平素は、警察行政、特に各種警備に伴う諸対策につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新聞等で報じられているとおり、5月26日（木）から同27日（金）までの間、三重県志摩市等において、伊勢志摩サミット首脳会議が開催されます。

同期間中は、国際テロや反グローバリズムを掲げる過激な勢力等による反対行動の発生が懸念されており、警察といたしましては、警備の万全を図るため、各種の警備諸対策を推進しているところであります。

つきましては、本警備の重要性をご理解の上、航空機による不測の事態の発生を防止するため、下記のとおり飛行自粛について、ご協力をお願い致します。

記

1 飛行自粛要請日時及び空域

(1) 中部国際空港（愛知県常滑市セントレア）

※ 世界測地 北緯34度51分33秒 東経136度48分53秒

○ 飛行自粛要請日時

平成28年5月25日（水）午前8時から平成28年5月28日（土）午後11時までの間

○ 飛行自粛空域

空港敷地外周から3km以内で高度3,000ft以下

(2) 警護沿道

ア 自動車専用道路

(ア) 中部国際空港連絡道路りんくうIC～セントレア東IC

(イ) 知多横断道路半田中央IC～りんくうIC

(ウ) 知多半島道路半田中央IC～大府西IC

イ 高速自動車道

伊勢湾岸自動車道大府IC～弥富木曾岬IC

阪空運第 833 号

28.5.19

大阪航空局

ウ 一般道

国道302号線上入道交差点～伊勢湾岸自動車道大府 I C 流出入口

○ 飛行自肅要請日時

平成28年5月25日（水）午前8時30分から平成28年5月28日（土）午後10時30分までの間

○ 飛行自肅空域

沿道両側端から1km以内、高度3,000ft以下

2 飛行自肅除外機

- (1) 警戒のために飛行する警察航空機及び海上保安庁が使用する航空機
- (2) 要人輸送又は警戒監視等を任務とする自衛隊が使用する航空機
- (3) 気象状況、交通状況、離着陸を行う空港等を踏まえ、管制機関から飛行自肅区域を飛行することを指示又は承認されたもの
- (4) 緊急用務で飛行する消防防災及び救難航空機
- (5) その他緊急やむを得ない飛行を要するため、あらかじめ警察本部に通報のあった航空機

3 連絡先

愛知県警察総合警備本部

電話（代）052-951-1611 内線6431、6432

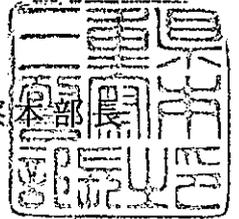
\* 運航者団体、報道団体に対する協力要請等については、別途説明済み。

# 飛行自粛範囲（中部国際空港及び警護沿道）



国土交通省  
大阪航空局長 殿

三重県警察



飛行自粛に関する警備協力の依頼について

平素は、警察行政、特に各種警備に伴う諸対策につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新聞等で報じられているとおり、5月26日（木）から同27日（金）までの間、三重県志摩市等において、伊勢志摩サミット首脳会議が開催されます。

同期間中は、国際テロや反グローバリズムを掲げる過激な勢力等による反対行動の発生が懸念されており、警察といたしましては、警備の万全を図るため、各種の警備諸対策を推進しているところであります。

つきましては、本警備の重要性をご理解の上、航空機による不測の事態の発生を防止するため、下記のとおり飛行自粛について、ご協力をお願い致します。

記

1 飛行自粛要請日時及び空域

警護沿道（高速自動車道）

- (1) 弥富木曾岬 I C ~ 四日市 J C T
- (2) 東名阪自動車道四日市 J C T ~ 伊勢関 I C
- (3) 伊勢自動車道伊勢関 I C ~ 松阪 I C

○ 飛行自粛要請日時

平成28年 5 月 25 日（水）午前 8 時 30 分から平成28年 5 月 28 日（土）午後 10 時 30 分までの間

○ 飛行自粛空域

沿道両側端から 1 km 以内、高度 3,000ft 以下

2 飛行自粛除外機

- (1) 警戒のために飛行する警察航空機及び海上保安庁が使用する航空機
- (2) 要人輸送又は警戒監視等を任務とする自衛隊が使用する航空機
- (3) 気象状況、交通状況、離着陸を行う空港等を踏まえ、管制機関から飛行自粛区域を飛行することを指示又は承認されたもの
- (4) 緊急用務で飛行する消防防災及び救難航空機
- (5) その他緊急やむを得ない飛行を要するため、あらかじめ警察本部に通報のあった航空機

阪空運第 834 号

28.5.19

大阪航空局

3 連絡先

三重県警総合警備本部

電話（代）059-222-0110 内線18471、18472

\* 運航者団体、報道団体に対する協力要請等については、別途説明済み。

# 飛行自粛範囲（中部国際空港及び警護沿道）

